

## 気象警報発令時における対応について

天候が悪化した際の対応についてお知らせします。なお、この通知は、

- 「① 気象警報が発令されている場合、見込まれる場合」
- 「② 習志野市に災害対策本部が設置される場合、見込まれる場合」
- 「③ 習志野市内の鉄道路線が計画運休する場合、見込まれる場合」

に適用いたします。

### 1 前日までの対応について

○翌日の対応について、前日までに緊急連絡メールおよび文書でお知らせします。

#### 《小学校が休校・一部休業となった場合》

放課後児童会（学童保育）は、午前8時00分開室に向けて準備しますが、指導員が到着するまでの間は、学校で預かります。給食がない場合は、**弁当持参**となります。また、登室の際は、**必ず保護者が付き添って**ください。

### 2 当日の朝の対応について

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、**休校**とします。
- (2) 前日に「一部休業」「通常通り」の連絡があったにもかかわらず、**午前6時**の時点で**暴風警報**や**大雨特別警報**、**大雪警報**が発令されている場合、また、**習志野市に土砂災害警戒情報**が発表されている場合は、**自宅待機**になります。
- (3) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、学校から、「登校を可能とする時刻」及び「授業を開始する時刻」について連絡メールを配信します。
- (4) **午前10時**の時点で、引き続き**暴風警報**や**大雨特別警報**、**大雪警報**が発令されている場合は臨時休業になります。この場合、臨時休業になる旨を記した連絡メールを配信します。

### 3 当日の朝の登校について保護者の判断でかまわない場合

次の(1)～(3)の場合は、臨時休業にはなりません。実際の天候の状況により、保護者の判断で登校を見合わせてもかまいません。この場合、「出席停止」とし、「欠席」「遅刻」の扱いにはなりません。ただし、その際は**必ず学校に連絡**してください。

気象情報の確認は保護者の皆さんが行ってください。

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず大雨警報・洪水警報だけが発令されている場合
- (2) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合

#### 4 在校中に天候が悪化した際の下校の対応について

在校中もしくは校外学習時に、警報・注意報が発令された場合、また、そのような事態が予測される場合には、近隣の小・中学校で協議し、下校時刻の変更等の対応をとる場合があります。下校時刻の変更の場合は、連絡メールを配信します。

なお、放課後児童会へ入会している児童は、学校を下校することになった場合、放課後児童会の指導員が開室後、児童会室（学童室）へ移動させます。

#### 5 給食の対応について

臨時休校で給食が中止になった場合も、給食費は、徴収させていただきます。

児童の安全確保を最優先にするためのやむを得ない措置であることをご理解・ご了承ください。